

議案第 8 1 号

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 1 2 月 3 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

特別職の国家公務員の給与改定に準拠するため、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるもの。

長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和44年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の192.5」に改める。

第2条 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には100分の192.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の報酬条例」という。)の規定は、令和元年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。